

事務連絡  
平成24年3月30日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

### 平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添11までのとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号)(別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第2号)(別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号)(別添3)
- ・「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第3号)(別添4)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第10号)(別添5)
- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(平成24年3月5日保医発0305第6号)(別添6)
- ・「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日保医発0305第7号)(別添7)
- ・「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)(別添8)
- ・「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成24年3月5日事務連絡)(別添9)
- ・「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について(別添10)
- ・「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月19日保医発0319第2号)(別添11)

(別紙様式16)

# 訪問看護指示書 在宅患者訪問点滴注射指示書

該当する指示書を で囲むこと

訪問看護指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)  
点滴注射指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)	
患者住所	電話 ( ) -	
主たる傷病名	(1)	(2) (3)
現在の状況 (該当項目に等)	病状・治療態	
	投与中の薬剤の用量・用法	1. 2. 3. 4. 5. 6.
	日常生活自立度	寝たきり度 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 認知症の状況 a b a b M
	要介護認定の状況	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)
	褥瘡の深さ	DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 度 度
	装着・使用医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法 ( l/min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻・胃瘻: サイズ、日に1回交換) 8. 留置カテーテル (部位: サイズ、日に1回交換) 9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式: 設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. 人工肛門 12. 人工膀胱 13. その他 ( )
	留意事項及び指示事項	1. リハビリテーション 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他
在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)		
緊急時の連絡先 不在時の対応法		
特記すべき留意事項 (注: 薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)		
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有: 指定訪問看護ステーション名 ) たんの吸引等実施のための訪問介護事業書への指示 (無 有: 訪問介護事業所名 )		

上記のとおり、指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名  
住 所  
電 話  
( F A X )  
医 師 氏 名

印

事業所

殿

### 精神科訪問看護指示書

指示期間 (平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名		生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)
患者住所	電話 ( ) -	施設名
主たる傷病名	( 1 )	( 2 ) ( 3 )
現在の状況	病状・治療状況	
	投与中の薬剤の用量・用法	
	病名告知	あり ・ なし
	治療の受け入れ	
	複数名訪問の必要性	あり ・ なし
	短時間訪問の必要性	あり ・ なし
	日常生活自立度	認知症の状況 ( a b a b M )
精神訪問看護に関する留意事項及び指示事項 1 生活リズムの確立 2 家事能力、社会技能等の獲得 3 対人関係の改善 ( 家族含む ) 4 社会資源活用への支援 5 薬物療法継続への援助 6 身体合併症の発症・悪化の防止 7 その他		
緊急時の連絡先 不在時の対応法		
主治医との情報交換の手段		
特記すべき留意事項		

上記のとおり、指定訪問看護の実施を指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名  
住 所  
電 話  
( FAX )  
医師氏名

指定訪問看護ステーション

殿

介護職員等喀痰吸引等指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間(平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

事業者		事業者種別				
		事業者名称				
対象者	氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
						( 歳 )
	住所					
			電話( )	-		
	要介護認定区分	要支援( 1 2 ) 要介護( 1 2 3 4 5 )				
	障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5 区分6
	主たる疾患(障害)名	:				
実施行為種別		口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 ・ 腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養				
指示内容	具体的な提供内容					
	喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)					
	経管栄養(栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む)					
	その他留意事項(介護職員等)					
その他留意事項(看護職員)						
(参考)使用医療機器等	1. 経鼻胃管	サイズ: _____Fr、種類:				
	2. 胃ろう・腸ろうカテーテル	種類: ボタン型・チューブ型、サイズ: _____Fr、_____cm				
	3. 吸引器	機種:				
	4. 人工呼吸器	機種:				
	5. 気管カニューレ	サイズ: 外径 _____mm、長さ _____mm				
	6. その他					
緊急時の連絡先						
不在時の対応法						

- 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者自立支援法等による事業の種別を記載すること。
- 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に を付し、空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

平成 年 月 日

機関名

住所

電話

(FAX)

医師氏名

印

(登録喀痰吸引等(特定行為)事業者の長) 殿

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う  
実施上の留意事項について(平成24年3月5日保発0305第3号)

第2 訪問看護基本療養費について

1(1)

【基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者】

特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる者

~~特掲診療料の施設基準等別表第8各号に掲げる者~~←在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者又は在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

10(1) 注12に規定する複数名訪問看護加算は、基準告示第2の4に規定する同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者に対して、同時に保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)と他の看護師等との同行訪問による指定訪問看護を実施した場合は1人の利用者に対して週に1回に限り、看護職員と看護補助者との同行による指定訪問看護を実施した場合は1人の利用者に対して週3回まで又は看護補助者との同行による指定訪問看護を実施した場合、1人の利用者に対して週1回に限り所定額に加算すること。ただし、基準告示第2の1に規定する疾病等及び特別訪問看護指示書の交付を受けているの利用者に対する指定訪問看護に看護補助者が同行する場合は、回数の制限がないこと。

11(2) (1)の場合については、利用者又はその家族等の患者の求めに応じて、当該時間に指定訪問看護を行った場合にのみ算定できるものであり、訪問看護ステーションの都合により、当該時間に指定訪問看護を行った場合には算定できない。

第4 訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費の共通事項について

2 指定訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき、訪問看護基本療養費( )及び( )については30分から1時間30分程度、精神科訪問看護基本療養費( )については1時間から3時間程度を標準とすること。

第5 訪問看護管理療養費について

4(5) 退院時共同指導を行った日数については、訪問看護管理療養費の算定に係る訪問日数に算入しないこと。

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて  
(平成24年3月5日保医発0305第10号)

第4 経過措置等

第2及び第3の規定にかかわらず、平成24年3月31日現在において、届出が受理されている訪問看護ステーションについては、次の取扱いとする。

平成24年3月31日において現に表1に掲げる訪問看護療養費以外の訪問看護療養費を算定している訪問看護ステーションであって、引き続き当該訪問看護療養費を算定する場合には、新たな届出を要しないが、平成24年4月以降の実績により、届出を行っている訪問看護ステーションの基準の内容と異なる事情等が生じた場合は、変更の届出を行うこと。

表1 新たに基準が創設されたことにより、平成24年4月以降において当該費用を算定するに当たり届出の必要なもの

精神科訪問看護基本療養費(平成24年3月31日において、現に訪問看護基本療養費( )の届出を行っている訪問看護ステーションを除く。)

訪問看護基本療養費の注2及び注4に規定する専門の研修を受けた看護師

表2 訪問看護療養費の項目の名称が変更されたが、平成24年3月31日において現に当該費用を算定していた訪問看護ステーションであれば新たに届出は必要でないもの

重症者管理加算	特別管理加算
訪問看護基本療養費( )	精神科訪問看護基本療養費

別添 届出基準

1 精神科訪問看護基本療養費

当該訪問看護基本療養費を算定する訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士は、次のいずれかに該当する者であること。届出については、別紙様式1を用いること。

なお、(4)については、平成25年3月31日までは、研修を修了していないものであっても要件を満たすとみなすものであること。